

2018年の温暖化政策の 展望と課題

一般財団法人日本エネルギー経済研究所

地球環境ユニット 地球温暖化政策グループ

田上貴彦

本報告のポイント

- ✓ 2018年の国際交渉については、途上国が、資金・適応等と緩和（削減）とのバランス等を求めるなど、課題が山積していることから、パリ協定の実施のための作業を2018年のCOP24までに終えることは難しいと考えられる。
- ✓ 米国では、オバマ政権によるクリーンパワープランを廃止する手続きが開始されたが、州レベルでの再エネ・省エネ政策が引き続き行われていること等から、2018年での実際の排出動向に大きな影響はないと考えられる。また、国連に対してパリ協定からの脱退通知を提出したが、国連気候変動交渉及び会合には、国益を守りつつ、政権にとっての将来の政策オプションを失うことがないように参加し続けるとしていることから、当面は米国離脱の国際気候変動交渉への影響は限定的にとどまるものと考えられる。
- ✓ 中国の全国排出量取引制度については、2017年に開始予定だが、統計データの信憑性の問題などから、本報告要旨作成時点でまだ正式の発表はない。また、自動車生産企業に対して一定比率の電気自動車などの「新エネルギー自動車」の生産を義務付け、それをクレジット管理を通じて実行させる制度が公表された。中国によるEV等グリーン低炭素産業の発展戦略の今後が注目される。
- ✓ 日本では、2030年目標の実現に向けた課題、非化石電源比率44%以上の目標に向けた非化石価値取引市場の設計、省エネ法による火力発電効率指標の達成状況、2050年に向けた長期戦略、カーボンプライシング（炭素税等）のあり方等について、審議会等において議論が行われており、注視していく必要がある。

1. COP23の概要

パリ協定の概要

概要	
目標の設定 (事前プロセス)	<p>締約国は、各国で定めた貢献（削減目標等）を5年ごとに通知する際には、グローバルストックテイクの結果を踏まえなければならない。</p> <p>パリ協定締約国会合は定期的に、この協定の目的と長期目標の達成に向けた全体の進捗を評価しなければならない（グローバルストックテイク）。</p> <p>（COP決定）締約国は2018年に気温上昇を抑えるための長期削減目標に向けた進捗に関する締約国全体の努力をレビューする「促進的対話」を招集（グローバルストックテイクの前哨戦）。</p>
目標達成のレビュー (事後プロセス)	<p>各締約国が緩和行動および支援に関して提出した情報は、技術的専門家レビューを受けなければならない。また各締約国は、支援に対する努力および各国が定める貢献の実施・達成に関して、促進的性質で多国間の進捗検討に参加しなければならない。</p> <p>この協定の規定の実施の促進および遵守の促進のメカニズムを設置。</p>
適応	<p>気候変動に対する脆弱性の減少などの適応に関する世界目標を設定。</p> <p>途上国の適応努力は認識されなければならない。</p> <p>各国は、適当な場合、適応に関する報告を提出および定期的に更新すべき。</p>
損失及び被害	<p>COP19で設立された、「気候変動影響に伴う損失及び被害についてのワルシャワ国際メカニズム」（2013年に設立された、損失及び被害に関する理解、行動及び支援の拡大のためのメカニズム*）はパリ協定締約国会合の権限及びガイダンスの下に置かなければならない。</p> <p>*：保険等に関する情報の集積点となる情報センターや、気候変動影響に係る移住に関するタスクフォースの設置など</p>
資金	<p>先進国は隔年で、資金提供および気候資金の調達に関する情報を通知しなければならない。</p> <p>（COP決定）2025年までにパリ協定締約国会合は2020年以降の資金に関する全体目標を設定しなければならない。</p>

1. COP23の概要

2016年COP22までの動き

- パリ協定の実施のための作業を2018年のCOP24までに終えることを決定

パリ協定実施のための作業計画	
目標の設定 (事前プロセス)	5年ごとに通知することとなった各国で定める貢献（削減目標等）に関するガイダンス 長期目標の達成に向けた5年ごとの全体進捗評価（グローバルストックテイク）に関する事項 促進的対話の準備に関して、COP22とCOP23の議長が、すべての締約国と協議を行いCOP23に報告
目標達成のレビュー (事後プロセス)	削減行動や支援等についての透明性を確保する枠組みの手続き・ガイドライン 実施・遵守促進のためのメカニズムの効果的運用についての手続き
適応	適応ニーズの通知に関するガイダンス
損失及び被害	ワルシャワ国際メカニズム執行委員会で議論
資金	どの機関で議論を行うか決まっていなかった事項について、パリ協定特別作業部会が、パリ協定の実施に関して追加する可能性のある事項として検討を続ける

- 2016年の促進的対話：2020年より前の期間における資金等実施手段の提供及び削減努力の最大化に関する進捗を評価。特段の成果なく終了。

1. COP23の概要 COP23の論点

● 途上国からの巻き返し

	論点
促進的対話	→ 太平洋地域で対話の際に伝統的に用いられている全員参加と透明性を重視する精神にちなんで、「タラノア対話」と名付けられ、2018年1月から開始されることとなった。
損失及び被害	途上国から、ワルシャワ国際メカニズム執行委員会の報告の年次レビューだけでなく、ワルシャワ国際メカニズム全体に関する年間を通じた議題とすべきとの提案 → 実現せず
資金	途上国から、途上国に提供される公的資金に関して先進国が隔年で報告すべき情報の様式について、COPではなくパリ協定特別作業部会で議論すべきとの提案 → 別途の補助機関において、2018年4～5月の会合から検討されることとなった。
2020年より前の期間における行動・支援の実施・野心度	途上国が、2020年より前の期間における約束・行動の実施の加速及び野心度の増加を議題に追加することを提案（途上国は、2012年にドーハで開かれた京都議定書締約国会合で採択された、京都議定書を第2約束期間に延長する修正の批准・発効、先進国による2020年に1000億ドルの資金支援をするという約束の実施を求めた） → 2018年のCOP24及び2019年のCOP25で評価を行うこととなった。

1. COP23の概要

COP23の結果

	進捗についての非公式ノート (ページ数)
緩和（削減）に関するガイダンス	169
適応の通知に関するガイダンス	8
行動・支援についての透明性枠組みの様式・手続き・ガイドライン	45
グローバルストックテイクに関する事項	7
実施・遵守促進のための委員会の効果的運営についての様式・手続き	14

- パリ協定特別作業部会議長が2018年4月までに、今回の会合の結果の概要と今後の方向性のオプションをまとめた文書を出す
- 2018年12月のCOP24（ポーランド・カトヴィツェ市）までにパリ協定実施のための作業計画を完了するため、2018年4～5月の補助機関会合及びパリ協定特別作業部会の結果を踏まえて、COP議長が、同年末のCOP24との間で交渉会合を追加するかどうかを検討

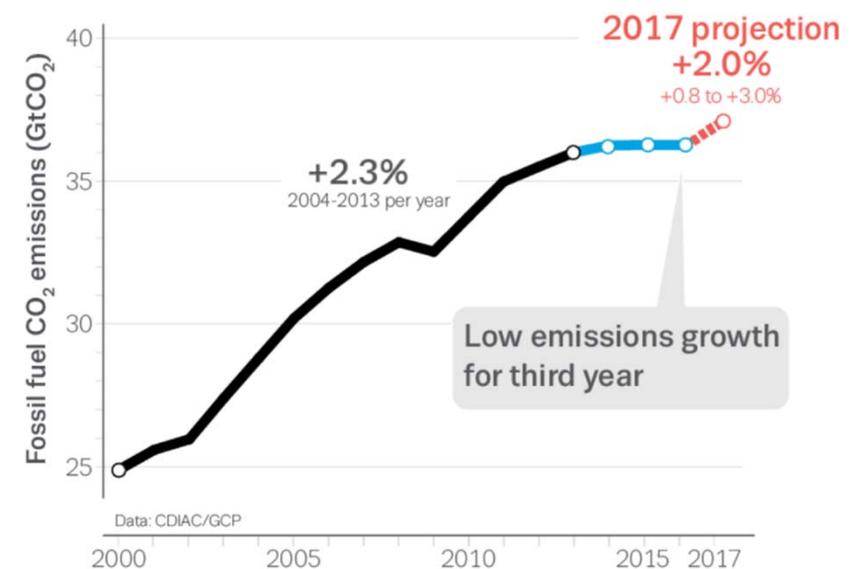
2. 2018年の温暖化政策の展望と課題 国際交渉

- パリ協定の実施のための作業を2018年のCOP24までに終わらせることは難しいか
 - 資金・適応と緩和（削減）とのバランス
 - 2020年以前の対策と2020年以降の対策とのバランス
 - 先進国と途上国との間で取組みに差異を設けるか

2018年のスケジュール

1月	タラノア対話開始
4～5月	補助機関会合
10月	IPCC 1.5℃特別報告書承認・受諾
12月	COP24

世界の化石燃料・産業からのCO2排出量



出所 : Le Quere et al. (2017). Global Carbon Budget 2017, *ESSDD*.

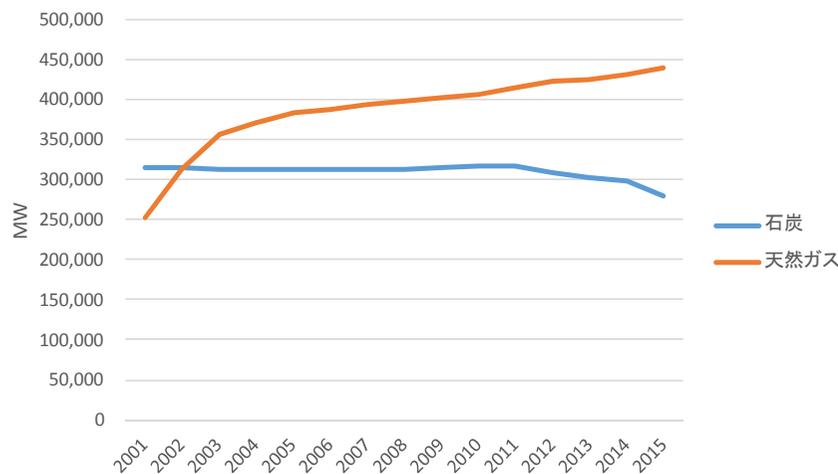
2. 2018年の温暖化政策の展望と課題

米国

● 国内

- 2017年10月 クリーンパワープラン（既存発電所からの排出を削減する規則）廃止手続きを開始
- 同年8月 2022～2025年LDV温室効果ガス排出基準の中間評価の再検討を開始
- 州レベルでの政策
- 革新的なエネルギー研究・開発への資金提供の予算がどうなるか

米国の発電設備容量の推移



● 国外

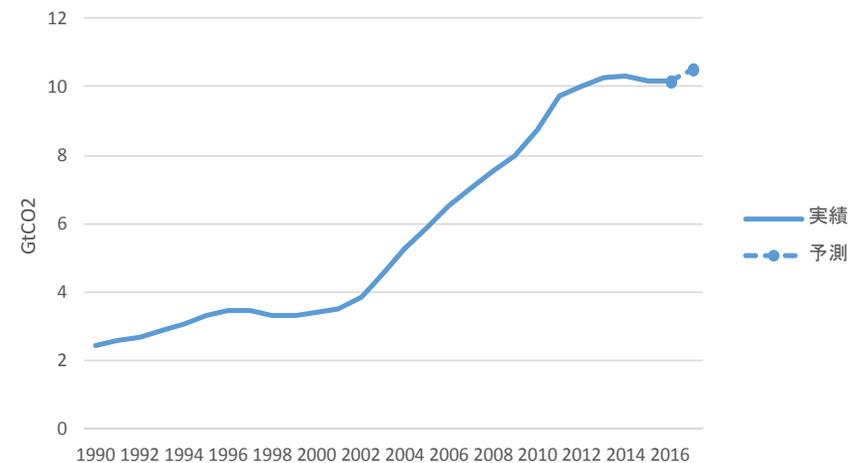
- 2017年6月 パリ協定からの脱退を発表
- 同8月 国連に対してパリ協定から脱退する旨の通知を提出
 - 国益を守りつつ、政権にとっての将来の政策オプションを失うことがないように、国連気候変動交渉及び会合に参加し続ける（最大の優先事項は、パリ協定を実施するためのガイダンスにおいて先進国と途上国とで別個の基準を設けようとする動きをくいとめること）
- 国連緑の気候基金への拠出金は全額削減
- IPCCへの拠出金の予算がどうなるか（2016年のIPCC予算の45%を米国が提供）

出所：EIA, Electric Power Annualから作成

2. 2018年の温暖化政策の展望と課題 中国

- 全国排出量取引制度
 - 2017年に開始予定だが、いまだ正式の発表なし
 - 統計データの信憑性の問題、地域差が大きいこと
 - 2017年3月 CCER（中国のオフセット・クレジット）は初期市場の商品としない
 - 対象：
 - 8部門→発電、セメント、電解アルミニウムの3セクター→電力セクターのみ？
 - 地方ETSと全国ETSはリンクしない？
- 2017年9月 乗用車企業平均燃料消費量（CAFC）及び新エネルギー自動車（NEV）のクレジットの併用に関する管理規定を公表
 - 新エネルギー自動車：EV、PHEV、FCVなど
 - 内燃機関車に対するNEV販売比率規制：2019年10%、2020年12%

中国の化石燃料・産業からのCO2排出量

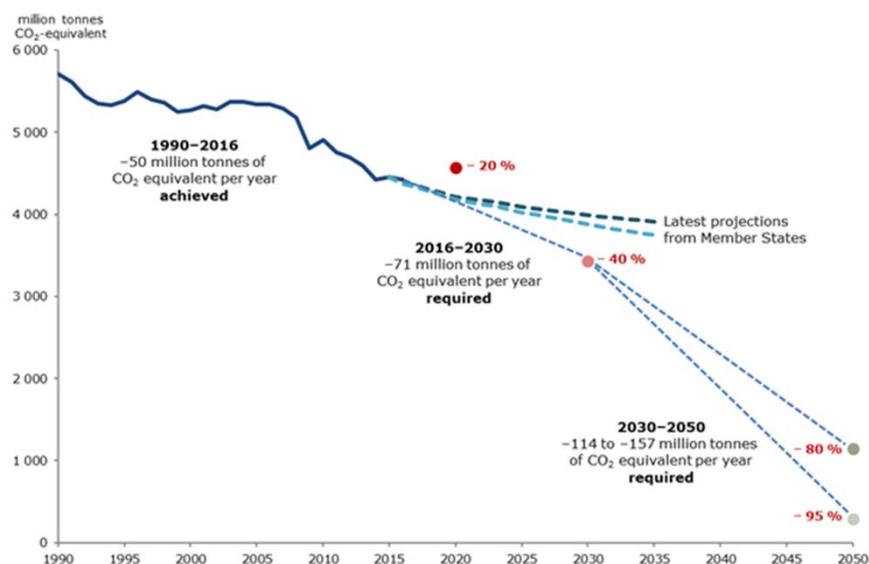


出所：Le Quere et al. (2017). Global Carbon Budget 2017, ESSDDから作成

2. 2018年の温暖化政策の展望と課題 EU

- EUの2030年目標は、2020年目標と異なり、達成が容易ではない
- 2017年11月 ETS指令改正案に欧州議会と欧州理事会が暫定合意
- 非ETS部門の努力分担規則案：欧州議会、欧州理事会及び欧州委員会間の調整へ
- 2017年7月 フランスと英国が内燃機関搭載車を将来的に販売禁止にする計画を発表
- 同年11月 欧州委員会が新車のCO2基準を提案：2025年と2030年に適用、平均で2021年比2030年に30%削減

EUの温室効果ガス排出量のトレンド、予測及び目標（1990～2050年）



出所：European Environment Agency (2017).
Trends and projections in Europe 2017.

2. 2018年の温暖化政策の展望と課題 インド/各国におけるEV推進策

- 2016年12月 中央電力庁の国家電力計画案
 - クリーン発電設備容量（原子力を含む）の割合は2027年末までに56.5%に増加すると推計
 - 2022年から2027年の間に石炭火力の設備容量の追加はないと予測
- 2017年6月 政策委員会（NITI Aayog）の国家エネルギー政策案
 - 石炭火力発電所が2022年以降も増加
- 同年3月 国内で販売する自動車を2030年までに全てEVに限定すると発表（ただし、現時点で、EVの定義や、2030年に全量かは不明確）

- 米国・EUで燃費基準が再検討される一方、中国・インドではEV推進に着手。フランス・英国も将来的に内燃機関搭載車の販売禁止の方向。

各国のLDV温室効果ガス・燃費基準

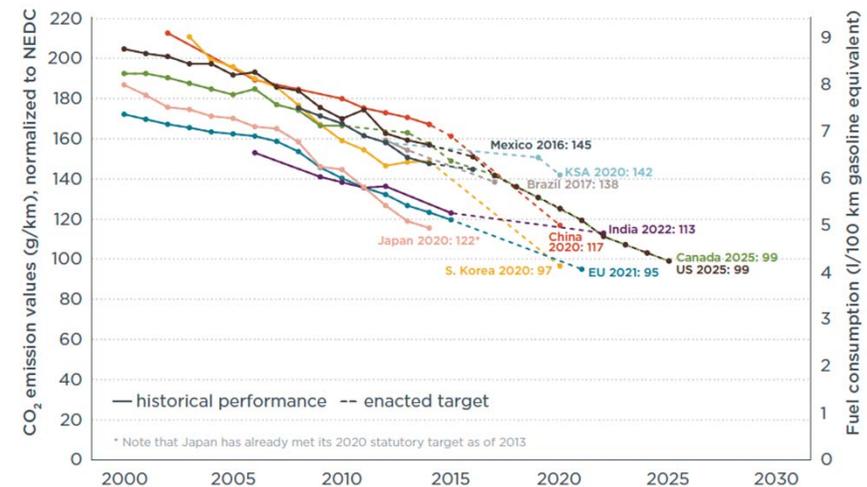


Figure 2. Historical fleet CO₂ emissions performance and current standards (gCO₂/km normalized to NEDC) for passenger cars

出所：International Council on Clean Transportation (2017). *Light-duty vehicle greenhouse gas and fuel economy standards.*

2. 2018年の温暖化政策の展望と課題 日本

審議会等における議論		
2030年 目標	エネルギー基本計画改訂	総合資源エネルギー調査会基本政策分科会で、2030年目標の進捗について実現に向けた課題の洗い出しを行った後、2050年目標を目指すにあたっての考え方・アプローチを議論
	エネルギー高度化法による販売電力の低炭素化（非化石電源比率44%以上）	総合資源エネルギー調査会制度検討作業部会で、非化石価値取引市場等について検討
	省エネ法による発電効率の向上（火力発電の総合的な発電効率44.3%以上）	総合資源エネルギー調査会火力発電に係る判断基準ワーキンググループで、火力発電効率指標の達成状況や事業者同士の共同取組のスキームの具体化について議論
2050年 目標	2050年に向けた長期低排出発展戦略	エネルギー情勢懇談会で、2050年に向けて、パリ協定に基づく長期戦略を主要先進国が公表し始めていることを踏まえ、エネルギー・環境問題を取り巻く世界の情勢を見極め、技術革新、人材投資、海外貢献で世界をリードできる国、制度、産業としての総合戦略を構想 環境省の中央環境審議会長期低炭素ビジョン小委員会では、長期大幅削減に向けた道筋について議論を行うため、大幅削減に不可欠と考えられる技術の見通しや世界の動向等についてのヒアリングを実施
その他	カーボンプライシング（炭素税等）	環境省の「カーボンプライシングのあり方に関する検討会」で、我が国のカーボンプライシングの活用のあり方について論点を整理し、方向性について検討